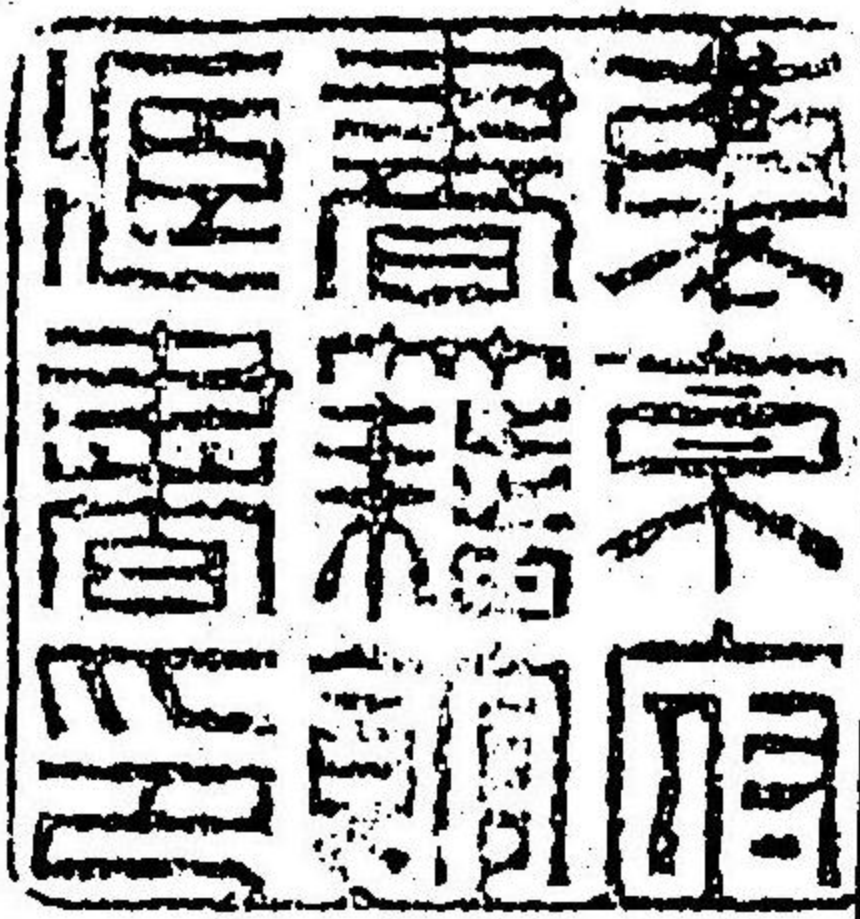


壽人
深造合輯
雞林事畧
初篇二

特31
514
大日本圖書會館
三函
三架
五號
六册
八

特31
514



雜林事畧初篇

兵制

凡兵事は、之が兵曹に統ぶ。兵曹は、京職東班官(即ち文官)の掌とる所なり。

兵曹の官員は、判書一員(正二品)参判一員(従二品)参議、参知各一員(正三品)正郎四員(正五品)佐郎四員(正六品)なり。
(日本の海陸軍省卿輔以下は官乃如し)
兵曹内、八司あり、之に隸す。各其課を分はと左に如し。

明治九年圖書局交付

瀬脇 壽人

林 深造

同輯

雜林事畧初篇卷之二

政色(舊稱武選司) 武官、軍士、雜職の除授、告身、錄牌の事。給暇及び武科坂附過すの事、坂掌とせ。

馬色(舊稱乘輿司) 鹵簿、輿輦、旣牧、程驛、補充隊、皂隸、羅將、伴儀等の事、坂掌とせ。

武備司 軍籍、馬籍、兵器、戰艦の事。軍士を點閱する事。

武藝を訓練する事。宿衛巡緝、城堡鎮戍、備禦、軍人の差送、番休、給保(二丁を一保となし、或は一保二保、

或は三四保づゝ、軍士の差ふ應じ、之を給せられぬ?)給暇(軍士の病者に暇を給するぬ?)侍丁の復戸、

(内禁衛、別侍衛、諸色軍士等、其田丁を有するの多少に因り、元居に復せしむるぬ?)火砲、烽燧、改火(四時

節に入の日、並に季夏よば、木坂鑽り火を改むるぬ?)禁火(兵曹の官員、巡行する火災を警むるな?)符信、

更籤(都城内外の警守所、及び各門ふて、直宿の諸員、兵曹より受る所の者に志て、木を削り作り、某警

守籤と書す)等の事、坂掌とせ。

一軍色 龍虎衛、扈衛隊の保布を掌とせ(軍士、其保人より綿布を發出し志むるを、保布と云)。

二軍色 騎歩兵に保布、宮闕内外各司の雇立の事、坂掌とせ。

有應色 忠順、忠贊、忠壯衛、箭兵、餘丁の番布、坂掌とせ。

(年別は軍兵、番を除て布を收め、立番軍に給する坂

掌とせ。

有應色 忠順、忠贊、忠壯衛、箭兵、餘丁の番布、坂掌とせ。

番布と云。

都察色 別騎兵の保布を掌とる。

結束色 嗣内及び國王動駕の時ふ喧嘩を禁とる事を掌とる。

武官、京職の公署、并ふ所掌等左の如し。

○正一品衙門

中樞府 掌とる所なし。文武堂上官の所任おき者を待て、此職に當らざる。○議政官。其職を轉じて西班とぬれば、領事、判事、既ふ滿員よても、皆判事とぬるま。○該府に官員は、領事、大臣ふ限る。判事、曾て冢宰、宗伯、司馬を經し人ふ限る。知事、四品に實職を經

し人に限る。僉知事、經歷、都事なり。

宣惠廳 大同米、布錢を出納を其事を掌とる。○原、東

班衙門ぬ。今は移して西班とる。○官員は、都提調、(時任の三公よて兼ね)提調、(二品以上の人及び兵曹判書よて兼ね)郎廳、(四品以上を經し人、又文臣或差す)なり。

濬川司 都城の川渠を疏濬する事を掌とる。○原、東

班の衙門なりしが、今此に移す。○官員は、都提調、(時任に議政よて兼ね)提調、(兵曹判書、漢城判尹、訓練大將、禁衛大將、御衛大將よて兼ね)都廳、(訓練都監、禁衛營、御營廳に別將、千總中よて兼ね)郎廳、(東西南、三道

の參軍よて兼ぬなり。

○正二品衛門

五衛都摠府 五衛は軍務治むる事を掌どる。○官員て、都摠管(他官を以て兼ふも、將任乃者は兼ふ事を得ぬ)副摠管(全上)經歷、都事なり。

○正三品衛門

五衛

義興衛 中衛より、甲士、補充隊、之に屬す。

龍驤衛 左衛より、別侍衛、隊卒、之に屬す。

虎賁衛 右衛より、族親衛、親軍衛、彭排、之に屬す。

忠佐衛 前衛より、忠義衛、忠贊衛、破敵衛、之に屬す。

忠武衛 後衛より、忠順將、正兵、壯勇衛、之に屬す。

五衛乃將士を、將(文臣、蔭子、武臣、通じり用ふ)上護軍、

(原祿遞兒、遞兒といひ、仕滿の履歴ありて、頻に職を轉する者をいふあり。宣傳官、寫

字官、製述官、禁軍よて勤む)大護軍(原祿遞兒、親功臣、

功臣の嫡長、南虞侯、宣傳官、寫字官よて勤む)護軍(原

祿遞兒よて勤む)副護軍(親功臣、承襲君、功臣の嫡長、

禁軍の別將、禁軍將、護衛別將、宣傳官、訓練都監の將

官、及び軍兵、禁衛營の將官、御營廳の將官、摠戎廳の

將官、内醫院の醫員、寫字官、捕盜軍官、禁軍、統制中軍

よて勤む)司直(原祿遞兒よて勤む)副司直(原祿遞兒、

承襲君、功臣の嫡長、未だ家を携へざる守令、訓練都

監の將官、軍兵、禁衛營の將官、内醫院の醫員、寫字官、
司譯院の譯官、觀象監の述者、捕盜軍官、禁軍よて勤
む。司果(原祿遞兒よて勤む)部將(參外官、南行參外官
よて勤む)副司果(原祿遞兒、親功臣、承襲君、功臣の嫡
長、訓練都監の軍兵、禁衛營の軍兵、内醫院の醫員、寫
字官、吏文學官、司譯院の譯官、訓練院の習讀官、畫員、
典醫監の習讀官、觀象監の習讀官、惠民署の聰敏、及
び治腫、守門將、捕盜軍官、禁軍、忠義衛、禁漏官、律學、永
禧殿監、奎章閣監よて勤む。司正(原祿遞兒にて勤む)
副司正(原祿遞兒、承襲君、功臣の嫡長、宣傳官、武臣兼、
訓練都監の軍兵、禁衛營の軍兵、内醫院の醫員、吏文

學官、司譯院の譯官、觀象監の習讀、禁漏官、訓練院の
習讀、及び權知參軍、奉事、畫員、典醫監の醫員、守門將、
通禮院の兼假引儀、捕盜軍官、禁軍、五衛將、訓練院の
僉正、判官、主簿よて勤む。司猛(原祿遞兒よて勤む)副
司猛(原祿遞兒、宣傳官、武臣兼、未だ家も携ざる守令、
邊將、吏文學官、司譯院の譯官、訓練院の權知參軍、畫
員、耆老所の藥房、通禮院の兼假引儀、宗親府、及び議
政府、中樞府、忠勳府、六曹、等乃醫員、製造官、觀象監の
習讀、命課學の教授、禁漏官、禁軍、忠義衛よて勤む。司
勇(原祿遞兒よて勤む)副司勇(原祿遞兒、功臣の嫡長、
武臣兼、未だ家も携はざる守令、邊將、司譯院の譯官、

觀象監、并、訓練院に習讀、及び權知參軍、校字館に補字官、唱準、惠民署に治腫、守門將、宗親府の醫員、弓房、司鎗、禁軍より勤む。

五衛は、舊時の制に、今は盡く罷たせども、唯官名は舊のまゝなり。其官員中、將及び部將は、番を分り入直夜巡し、護軍、司直、司果、司正、司猛、司勇、屬軍衛遞兒は、其祿を減じ、各邑人員に陞降して、來付すれ者を待たず。

訓練院、軍士の才を試み、藝を練り、武經習讀、通事を掌とす。〇官員は、知事、他官を以て兼ひ、文臣將臣と通じて用ぬ。都正、他官を以て兼ひ、曾て首亞將と

なりし人を用ふ。正、守令、或は兵馬虞候を經じ人を用ひ、宣傳官に薦舉する所の者に限る。副正、僉正、既の判官を經た人を用ふ。判官、己に主簿を經し人を用ふ。主簿、能く陣法に通じて、三望の内に備はる者と用ふ。參軍、奉事あり。

宣傳官廳、形名、啓螺、侍衛、傳命、及び符信、出納を其事を掌とす。〇官員は、宣傳官、行首の官は、間々文臣に用ぬ。文臣兼、武臣兼あり。

〇正五品衛門

世子翊衛司、東宮を陪衛する事を掌とす。〇官員は、左右翊衛、左右司禦、左右翊贊、左右衛率、左右副率、左

右侍直、左右洗馬なり。

○從六品衛門

世孫衛從司 世孫を陪衛する事、或掌と云、○官員は、左右長史、左右從史なり。

守門將廳 關門と守衛する事、或掌と云、○官員は、守門將なり。

○軍警衛門

訓練都監 官員は、都提調、提調、(戸兵曹判書之を兼ね)大將、中軍、別將、千總、局別將、(行伍出身を率ゑて、隊を作す)把總、從事官、(戸曹別營色乃郎官、兵曹武備司、郎官、本局に把總之を兼ね)哨官、知穀官、旗牌官、別武

士、中軍、別將、千總等に分屬す。軍官、都提調に屬し、別軍官、勸武軍官、局出身なり。

禁衛營

官員は、都提調、提調、(兵曹判書之を兼ね)大將、

(上に同じ)中軍、別將、千總、騎士將、把總、外方兼把總、(聞慶、榮川、益山、任實、大興、鎮川、坡州、龍仁、遂安、金川、金化、金城等の邑乃守令よて兼ね)從事官、(文武臣)哨官、(宣薦、宣傳官の薦舉人あり下同)禁軍、騎士、取才、陞差、都試、よき首に居る人、扈衛軍官、西北道に人、前衛の閑散より勤む。教練官、半は禁軍廳に屬し、旗牌官、千總、禁軍等に分屬す。別武士、半は中軍に屬し、軍官、都提調に屬し、別軍官、勸武軍官、騎士、別騎衛なり。

御營廳 官員は、都提調、提調、兵曹判書之次、兼忍、大將、中軍、別將、千摠、別後部、千摠、(永宗命使ふも兼忍)騎士將、把摠、外方兼把摠、軍威、居昌、清安、藍浦、鎮安、古阜、杵川、積城、長連、伊川、等の邑の守令よて兼ぬ。哨官、宣薦、禁軍、禁軍、扈衛軍官、騎士別抄、西北道の人、都試居首の人、前衛閑散よて之を勤む。教練官、旗牌官、千摠、禁軍、別抄、行伍陞差、出身、前衛閑散等よ屬と。別武士、行伍出身、行伍前衛、行伍陞差、武藝別監に屬と。軍官、都提調よ屬と。別軍官、勅武軍官、駕前別抄、(勅駕の時、侍衛と)騎士ぬ。

摠戎廳 水原等乃鎮營、軍務、以節制次。○官員は、使、

中軍、千摠、鎮營將、前ハ、南陽府使、中は、坡州牧使、後ハ、長湍府使よて兼ぬ。把摠、哨官、(宣薦禁軍、扈衛軍官、禁軍、水原哨官、陞差、北漢鍊戎臺の人、閑散出身よて勤む。教練官、禁軍、水原、坡州乃執事、北漢鍊戎臺の人、行伍陞差、前衛閑散にて勤む。旗牌官、軍官、本廳軍官、別付料軍官、監官、水門部將、閑良軍官な。又北漢には、管城將、把摠、哨官、教練官、旗牌官、守堞軍官、軍器監官、所任軍官、付料軍官、城門部將あり。

扈衛廳 扈衛の事を掌と。○官員は、大將、(時任、原任大臣、國舅中よて兼ぬ)別將、軍官、所任軍官堂上別付料軍官な。

龍虎營 舊禁軍廳と稱す。陪扈入直の事を掌どる。○
官員は、別將、將、兼司僕將、內禁衛將、羽林營將よて勤
む。堂上軍官(曾て防禦使を経たれ閑散禁軍の内よ
り勤め、兵曹判書と別將とに分属す)教鍊官(禁軍閑
散、行伍陞差、武藝別監よて勤む)馬使料軍官なり。
捕盜廳 盜賊奸細緝捕し、分更夜巡どる事を掌ど
る。○官員は、各大將、各從事官、各部將、無料部將、加設
部將ぬ。

總理營 水原府ふ在り。○官員は、使(留守之と兼ね)中
軍(華寧殿の衛將、禿城の守城將と兼任す)從事官(判
官よて兼ね)別驍將、把摠(從四品官、并に振威、龍仁、安

山、果川、始興等の邑に守令、平薪の僉使よて兼ね。斥
候將(迎華道察訪よて兼ね)哨官、教鍊官、知設官、別軍
官、守堞軍官、別驍士ぬ。

守禦廳 南漢ふ在り。廣州等の鎮營乃軍務を節制す。
○官員は、使(留守よて兼ね)中軍、鎮營將(前々本府判
官、中は陽州牧使、後は竹山府使にて兼ね)別將(驪州
牧使、利川府使よて兼ね)把摠、哨官、教鍊官、旗牌官、別
軍官、守堞軍官なり。

管理營 開城府ふ在り。○官員は、使(留守よて兼ね)中
軍(留て、大興山城を鎮む)從事官(經歷よて兼ね)別將、
千總、百總、把摠、哨官、教鍊官、旗牌官、堂上軍官、軍官なり。

？。

鎮撫營 江華府ふ在？。○官員は使(留守)にて兼(中軍(修城將)と兼任)鎮營將(前)富平府使、左は通津府使、中は本府中軍、右は仁川府使、後は延安府使にて兼(ぬ)從事官(經歷)にて兼(ぬ)千總、把總、哨官、教練官、旗牌官、軍官あり。

○散職

別軍職廳 堂上より九品までの者にて勤免、官員の定額なし。

内司僕寺 内院の御乗を掌どる。○官員は内乘なり。能麼兒廳 諸將官の兵書を講せると考へ、課設勸

むるとを掌どる。○官員は堂上官、郎廳あり。

儀仗庫 各殿の儀仗を掌どる。○官員は郎廳(部將)にて兼(ぬ)あり。

○雜職

禁軍(正領)○各營軍士(旗總隊長、隊副)○騎歩兵(旅帥、隊正)○承文院諸員(領職除授す)○校書館唱準(印書の時、領職除授す)○圖畫署畫員(關ふ詣り、別畫の時、領職除授す)。

○外官職

大鎮 統制使の鎮まり。
主鎮 節度使の鎮まり。

巨鎮 節制使、僉節制使の鎮まらば。

諸鎮 同僉節制使、萬戶、都尉の鎮あり。

水軍統禦使 京畿の統營ふ在て、京畿、黄海、忠清、三道
に舟師を統ぶ。(水軍節度使よて兼ね)

水軍統制使 慶尙道ふ在く、慶尙、忠清、全羅、三迤の舟
師を統ぶ。

兵馬節度使 兵使と云。各道乃主鎮に在て、陸路に
兵馬を統ぶ(付て邊地の守令及び防禦使或經ある
者を用ふ。多くは觀察使之或兼ね)慶尙道よハ、左右
の兵使あり。咸鏡道よハ、南北の兵使あり。

水軍節度使 水使と云。各道の主鎮に在て、水軍或

統ぶ。多くは觀察使之を兼ね、又兵使ふも兼ねる者あり。
全羅道よハ、左右に水使あり。

防禦使(兵馬、水軍) 京畿、江原、咸鏡、平安道にハ、此官
あり。(守令、邊將よて之を兼ね)

節制使(兵馬、水軍) 京畿、慶尙、全羅、平安道に在り。節度
使の次なり。

虞候(兵馬、水軍) 忠清、慶尙、全羅、黄海、咸鏡、平安道に在
り。統制使、節度使に隸す。

中軍 統禦使、統制使に屬す。

巡營中軍 各道ふ在り、各營或巡視す。

鎮營將 各道に州府に在て、鎮營を治む(本官、兼官と

もあつた。

衛將 威鏡道に在り。

僉節制使(兵馬、水軍) 僉使とも云。各道の巨鎮に在り、一鎮の將也。

同僉節制使(兵馬、水軍) 各道諸鎮に在り。一鎮の事を督也。

萬戸(兵馬、水軍) 上ふ同じ。

節制都尉(兵馬) 各道諸鎮に在りて、兵馬に事取督也。

監牧官 諸道に牧場ある邑の守令よて兼ね。

別將 諸道之を置く。唯江原道ふは之なし。

權管 慶尚、江原、平安道にあつた。

試取

武科人を試るは法。式年試、別試、庭試、調聖試、重試、勸武科、外方別科、觀武才試、中日試、試射等の法あり。科目左の如し。

木箭 二百四十歩を準とふ。凡歩射は、三矢を用ひ、一矢毎に、其歩數に及ぶ者より、七分を給ふ。過る者は、五歩毎に一分を加ふ。五十歩を過る者は、標的を外れと雖、分被給ふあり。分とは、分寸乃分よて、意味あるよし。非也。唯等級を定めて、人を取らる爲に設くる也。前標は、左右相距五十五歩。後標は、左右相距と七十歩。前後標の相距五十五歩也。○初試覆試、共に一矢

武科事務記

十一

以上定步數に及ぶ者を取ら。

鐵箭 標的八十步、箭は重さ六兩、一矢毎に八十歩に及ぶ者ふは、七分を給ふ。過る者も、五歩毎に一分を加ぬ。
○初試一矢以上、覆試同。

片箭 的は廣さ八尺三寸、長十尺八寸、星の廣さ二尺二寸、長さ二尺四寸(營造尺)箭は長さ鐵板除て八寸(布帛尺)一百三十歩ふ標的設置き、一矢毎に中れる者ふは、十五分を給ふ。的を貫く者ふは倍給ふ。

騎芻 的の五あり、左右相距る事各二十歩。内馬路二歩あり。身を俯きて馬を馳せ、前に向て迎射る。射畢て後身は仰け、手は舉て弓は翻すなり。○的は圓徑八尺、一た

ひ中れる毎に、五分を給ふ。四發して四中れる者ば、五發して三中する者に準じ。四發して三中れる者も、五發して二中れる者も準じ。

貫革 的の長さ十尺八寸、廣さ八尺三寸、貫く處は廣さ、並に長さ各三分の一。○的の距離、一百五十歩。

騎槍 槍の長十五尺五寸、重三十斤。○三芻人相距る事各二十五歩。○一中毎ふ五分を給ふ。○馬を出せ給後、兩手は以て、槍を執り、高く舉げて、左腋ふ挟み、又回して右腋ふ挟み、第一芻の所よ到て、之を刺し、槍は左腋ふ挟み、第二芻の所よ到て、又之を刺し、又右腋ふ挟み、第三芻の所よ到て、之を刺し、刺訖て、身を翻し、左よ顧

み、槍以て後を指し。右に顧み、亦此の如く。槍
出せ、馬出せし處に馳還るか。

柳葉箭 的の長六尺六寸、廣四尺六寸、貫く所、廣長各三
分の一。○箭は重さ八錢、鏃尖は細し。○的の距離、一
百二十步。五矢を用ぬ。

鳥銃 的の長さ七尺、廣さ二尺、距離百步。○三たび放つ
、一中毎に七分半を給ふ。貫く時は倍給ふ。

鞭笏 六笏、相距る事各二十八步、左右相距る事馬路よ
り三步。○馬を出す後、右手を以て鞭を執り、後に向
て舉げ、又兩手を以て前に向て舉げ、回る左右に向て、
各一たびづゝ揮ふ。一たび笏を撃つ毎に、左右に一た

びづゝ揮ふなり。

講書 句讀訓釋、皆誤らば、講論悉く通ぜざらば、雖一章の
大旨を失はざる者には、三分を給ふ。句讀訓釋、皆分明
にして、大旨に通ぜざらば、雖未融貫に至らざる者には、五
分を給ふ。句讀訓釋、皆精熟融貫して、旨趣辨説、疑なき
者には、七分を給ふ。○式年覆試は、四書、五經中に一
書。武經七書中に一書。通鑑兵要、將鑑、博議、武經、小學
中よて一書。皆自願に従て講せしめ。經國大典(朝鮮の
國典を記せし書なり)は必だ講せしむる事とせ。増廣
覆試は、只武經七書、四書、五經中に、自願ふ所の一書
を講せしむ。但七書中、吳子を除くあり。

右の十技を以て人を試み取る事各試皆同じ。又其外ふ
 交戦、馬上偃月刀、用劔、双劔、提督劔、偃月刀、倭劔、本國劔、銃
 刀、木長槍、旗槍、銃鉞、狼筈、藤牌、拳法、步鞭棍、挾刀、棒、竹長槍、
 等の技あり。又走力、の二事あり。走とは、銅壺の深八寸七
 分、圓徑四寸七分より、水八升を容るべく、壺口より上水
 孔まで、六寸七分、水を出し舌あり。圓徑二分、上水孔より
 下水孔まで、一寸三分、下水孔、圓徑二分の者より、水を盛り、
 水の渴する間より、二百七十歩を走れる者あり。一走となり。二
 百六十歩を走る者あり。二走となり。二百五十歩を走る者
 あり。三走となり。力とは、兩手より各五十斤の物を持ち、
 能く一百六十歩を行く者を、一力となり。一百三十歩を

行く者を、二力となり。一百歩を三力となり。又一藝
 といふは、月刀、雙劔、提督劔、平劔、拳法を謂なり。
 右の各技を以て人を試み、試官、其名目を書きて、王に啓
 聞し。王の點を其上より加ふるを待て、人を取るなり。科場
 より、或は一二技を取り、或は五六技を取り、又は分
 數ありて等第を定めて取る事あり。試より赴くの人ば、京外
 にも皆之あり。且之試取ると、定數ある者あり。定數な
 く、王の特旨ありて取る者あり。
 武科の式年は、文科の式年と同じ。初試、院試、郷試、覆試、殿
 試の式、亦文科と大異なし。
 武科は、武技試先にして、講經試後にす。

武臣ハ堂上堂下ヲ論ゼテ武科ヲ試ム。文臣ハ堂下官ノ
み射ヲ試ムナリ。

兵船

兵船ハ古昔大猛船中猛船小猛船ノ制アリ。今ハ戰船防
船兵船等ノ名ニ變ヒ。又龜船アリ。壬辰ノ年日本豐臣氏
征韓ノ年ナリ。日本ノ水軍ヲ防ガんガ爲ニ創製スル所
ナリ。
舊制大猛船一隻毎ニ水軍八十八人。中猛船一隻毎ニ水
軍六十人。小猛船一隻毎ニ水軍三十人ナリ。今ハ多
ク船廢移易シテ一定セシ。因テ時名及ビ現在ノ船數ノ
み載ル事左ノ如シ。

京畿道 船數五十三隻

戰船四隻 防船十隻

兵船十隻 龜船一隻

伺候船十六隻 艇棚船三隻

汲水船九隻

忠清道 船數九十二隻

戰船九隻 防船二十一隻

兵船二十隻 龜船一隻

伺候船四十一隻

慶尙道 船數二百七十七隻

戰船五十五隻 防船二隻

兵船六十六隻 龜船九隻

伺候船一百四十三隻 探船二隻

全羅道 船數二百十四隻

戰船四十七隻 防戰十一隻

兵船五十一隻 龜船三隻

海鷲船一隻 伺候船一百一隻

江原道

古時小猛船あり、今は是なし。

黃海道 船數百十一隻

戰船二隻 防船二十六隻

兵船九隻 伺候船五隻

小猛船一隻 艇舁船二十一隻

汲水船六隻 探船十七隻

別小船一隻 追捕船二十三隻

平安道 船數二十九隻

防戰六隻 兵船五隻

伺候船十二隻 艇舁船一隻

汲水船四隻 探船一隻

咸鏡道

古時ハ中小猛船あり、今はこれなし。

現數惣計七百七十六隻の内

戰船一百十七隻 海鷲船一隻

防船七十六隻

小猛船一隻

兵船一百六十一隻

別小船一隻

龜船十四隻

追捕船二十三隻

伺候船三百十八隻

汲水船十九隻

艇船二十五隻

探船二十隻

右ノ諸船は、各修復改造其年限あり。滿年に至れば、水軍節度使其腐傷すると否と取檢して、修復すべきハ修復し、改造すべきハ改造する事とす。戰船兵船ハ、外洋ふ出るとを許さざ。若し犯す者あれば、杖一百の刑あり。潜に戰船を放つて、漂失せしむる者も、亦同刑あり。

兵船ハ、他事に用ふる事を許さざ。又江華府の禦邊船は、諸司ふて執捉する事を得ぞ。

兵船ハ、常に一月の軍糧を載せ、三年を経る後は、分つて三分とし、毎年一分ツ、附近の居民に分給し、新穀に換て納めしむ。又水に濕ひ浸る等の事なき爲に、觀察使巡行の時、嚴密に調査するなり。

諸道の漕轉船ハ、水軍節度使、僉節制使、萬戶よて、兵船を領て之を護送す。

商船の過る所ハ、諸鎮將よて點檢し、主鎮よ報ぞ。(通行切手と改め、軍器の有無を糺し、獨行を禁ぞ。)

城堡

京城は、京畿道の漢陽に在り。周圍九千七百七十五歩、高
と四十尺一寸(營造尺)八門あり。其正南に在るを崇禮門と
いひ、正北に在るを肅清門といひ、正東に在るを興仁門とい
ひ、正西に在るを敦義門といひ、東北に在るを惠化門といひ、
西北に在るを彰義門といひ、東南に在るを光熙門といひ、西
南に在るを昭徳門といひ、城外に四山あり。東を駝駱山と
いひ、西を仁王山といひ、南を木覓山といひ、北を北岳山
といひ。山巔各城堡を築きて固くす。城上には、石を聚
め積りて非常に備へ、又松木の鬱密として、城堞を妨ぐる
處あれば、皆斫去りて、頽圯を防ぐ。
官城は、京城の中ふに在り。周圍一千八百十三歩、高と二十

一尺一寸、四門あり。南門を光化といひ、北門を神武とい
ひ、東門を建春、西門を迎秋と云。城の内外各溝渠あり。
官城京城にも、毎年春秋に、兵曹、工曹、漢城府、修城禁火司
よて、巡見して王に啓す。諸鎮の邑城、山城、行城は、兵使に
て巡見す。若し頽圯して未だ修築せざれば、又修築して堅牢
ならざる者あれば、該官を罷黜する事とす。

軍器 軍裝

軍器は、銃砲を用ひ、又箭、槍、倭劔、本國劔、偃月刀等を用ふ。
古時銃砲なし、之あるは豊臣氏の時、宗對馬守義智彼
に使用して贈りしより始ると、懋忠錄に見えたり。
軍器を製造するは、京の軍器寺、外は各鎮よて、之を造り

軍士に分つ。

三南、海西の銃藥丸は、摠戎廳にて之を勾管して、各邑に分送す。

毎歲、箭竹を兩界(咸鏡平安)に送り、節度使其屬鎮に分給して、所造の箭數、及び將士に給する所の數を王に啓す。

(慶尙道より二萬五千本、江原道より一萬一千五百本、咸鏡道に送り、全羅道より一萬五千本、忠清道より五千本、平安道に送る。)

國王動駕の時、御前の令旗は、紅緞子地に、青緞子以て字を書し、軍門の旗は、青緞子地に、紅緞子の字あり。御前々排の軍士は、紅號衣を著す。

動駕の時、御前の燭籠は、紅紗の地に、青紗を以て上下の縁を取り、挾輦の燭籠は、紅紗あり。挾輦軍の服色は、紅號衣を用ふ。東宮の燭籠は、黑紗の地に、紅紗以て上下の縁を取り、挾輦の燭籠は、黑紗。挾輦軍の服色は、黑號衣を用ふ。軍門の燭籠は、青地紅縁あり。世孫宮の燭籠は、青紗の地に、紅紗の上下縁。挾輦軍の服色は、青號衣あり。動駕の時、御前の信箭の鏃に、令の字を刻し、各色の緞子、或懸く。標旗は、旗面に、黄色の信の字を著して、各營に號令す。

警急

大内にて、嚴鼓を擊つ時は、初嚴にて、百官外位に就き、侍衛

の將士ハ其持場に列立し、甲士ハ各門拔把守す。正門にハ、訓練院の甲士十二人、左挾門にハ、禁衛の甲士十二人、右挾門にハ、御營の甲士十二人、光範門、及び崇範門にハ、訓練院の甲士各八人、二嚴よて、百官殿庭に入り、其位に就く。東班ハ左、西班ハ右、三嚴よて、王、正殿に御し、侍衛ハ、班次の圖面に依て、各其位に就く。

動駕の時ハ、初嚴よて、隨駕の軍士其持場に聚り、二嚴よて、陣拔結び、三嚴よて、陣拔行る。

警急の事ある時ハ、天鵝聲の螺を吹ば、百官各朝房に來會し、各營の軍兵、其持場よ就て扈衛するあり。訓練大將の率うる所の、中軍以下の旗鼓ハ、敦化門(仁政殿の西

南)拔把守し、歩軍ハ金虎門(仁政殿の西)の南邊より、東營の西邊に至り、馬兵ハ、把子橋の前路よて陣拔結ぶ。禁衛大將の率うる所の、中軍以下の旗鼓ハ、金虎門拔把守し、歩軍ハ、金虎門の北邊より、廣智營(仁政殿の北)の西邊に至り、騎士は、曜金門より拱北門に至て陣拔結ぶ。御營大將の率うる所の、中軍以下の旗鼓ハ、弘化門を把守し、歩軍ハ、東營の北邊より、廣智營の東邊に至り、騎士は、館峴に至て陣を結ぶ。扈衛使は、中軍以下の旗鼓拔率るて、禁衛の東門外よて陣を結び、扈衛別將は、軍官を率るて、金虎門の北邊より、拱北門の外に至て陣拔結ぶ。龍虎將は、禁旅駕後を率るて、敦寧府(京中部の眞善坊ふ在り)の前

烽燧、烟臺、所在の烽軍は、他役に使はざ。専ら候望を爲し、
む若し火を絶す事あれば、守令杖罪に處せらる。又賊到
て火報せざ、或は偽烽を擧る者は、即時に斬罪に處す。
上に擧る所の、木覓、母岳、兩山の烽燧は、唯京畿に在る者
は、示すのみ。各道にも、烽燧、烟臺等許多あれども、今之を
暑す。

練兵

訓練都監、禁衛營、御營廳の三軍門は、毎月三次、郊外に出
て陣設習ふ。訓練都監は、初九日、十九日、二十九日。禁衛營
は、十日、二十日、三十日。御營廳は、初一日、十一日、二十一日。
極寒盛暑の時は、姑く停む。

南漢城の三營、及び左右部は、春秋輪操の後に、合して大
操と爲す。

兵馬節度使、巡歴の時、各邑の束伍軍、歲抄軍とも、一體
に點閱して射を試む。

大閱の時、雜色軍、各品伴衛、皆五衛に屬す。水軍、烽燧
軍、常徴の外あり。

國王親閱の時、宣傳官、教練官、一體に參謁するなり。

侍衛 入直 行巡 附城門の開閉

國王、仁政殿に臨む時、別軍職、殿外に立て侍衛し、又山
陵に謁し、或は郊外に動駕して、宿設經る時、挾輦砲手
二百人衛從し、別抄軍、駕後禁軍、各五十人前後設衛す。城

内動駕の時ハ、輦ヲ扶んで侍衛するなり。
馬兵中、一哨(軍士百二十人、隊長十二人)を抄選して、欄後
別隊と爲し、其將領ヲ前後より分ち軍士を率ゐて侍衛せ
しむ。

禁衛營の槍劔軍ハ、把摠、哨官、各一員より、之を率ゐて侍
衛せしむ。

將士官城より入直する者ハ、三日毎に交替し、兵曹の官吏
ハ、毎日更番す。

五衛將四員、部將四員、東西南北の四所より分直す。東所ハ、
衛將、忠儀衛五人、忠順衛一人を率ゐ、南所ハ、衛將忠贊衛
一人を率ゐて、隨直せしむ。○兵曹堂上官、郎官、各一員、都

總府堂上官、郎官、各二員、中所より直し、兵曹近仗軍十五人
隨直す。○宣傳官四員、武官六員、大内の近側より直し、吹螺
赤九人隨直す。○禁軍將一員ハ、禁軍百人、火炮二人を率
ゐ、扈衛別將一員ハ、軍官三十人を率ゐ、忠壯將一員ハ、衛
士三人を率ゐ、忠翊將一員ハ、衛士四人を率ゐ、別軍職三
員と共に各本所より直す。○守門將九員ハ、分て各門より直
す。○訓練都監把摠一員、哨官二員ハ、砲手二百四十人を
率ゐ、禁衛營哨官一員ハ、軍士百十四人を率ゐ、局別將一
員ハ、局出身四十五人を率ゐて、各所より分直す。
凡宿衛守衛の人、入直中より逃るゝ者あれば、杖一百。哨官
以上は、各一等を加へ、杖六十徒一年の刑あり。

城門の守直闕る者あれば罪を論ず。禁軍兩人俱闕れば、杖六十、徒一年。一人闕れば、杖八十。

國王城外より出て宿を経る時は、守宮の大將闕内に直宿し、從事官一員、墻内を巡察し、又大臣一員、三軍門大將一員、留都守摠の兩營、輪番よて弘化門外に留陣す。○國王、官を出て、闕内より在て宿を経る時は、兵曹、摠府、堂郎、宣傳官、武兼、各一人留つて本所より直す。

兵曹、摠府、入直の人員は、或は職を移し、或は罪を被る事ありとも、徑に出て直所を曠ると被得す。必ず面より交代せざれば、軍法を以て罪を正す。

闕内より、衛將、或は部將、軍士十人を率ゐて、毎夜時を分

ち番を立て行巡し、事の有無を王に啓す。

都城内外の行巡は、兵曹よて出直の軍士を二所より分て行巡せしめ、又巡將(中樞府、知事以下、僉知以上)監軍(宣傳官、兵曹、都摠府の堂下官)出入の番將、闕より詣り牌を大内より受け、事終れば、又其牌を同所より納む。

兵曹より、宮城の四門外、直宿の各上護軍中、及び護軍中の一人、正兵五人、光化門の護軍等をして、初昏より、兵曹より鐸と軍號とを受しめ、人定の後には、正兵二人をして、鐸を揺り、宮城の四面を警守所、並に各門を巡らしめ、次々に傳へ授け、循環して止せ、罷漏の後に至て止む。

軍號は、俗より言的と稱す。入直の堂上官親ら書して之

を封じ、毎日申の時、郎官及び政院に呈せしむるあり。

巡將は、巡官をして一更毎に官城を循り、不意に四面の警守所及び各門に就て更籤を取めしめ、明に至て兵曹に納む。巡將も亦不時自ら到りて考檢するあり。二更の後、五更の前は、大小の官員、他所より出行とを得ざ。若し急速の公務、疾病、死喪、生産等、已事を得ざる事實は、因て行く者、自身より巡將若くは警守所に告れば、巡將若くは警守所より、人を附て更籤を持しめ、至る所の家を見届け、翌日兵曹に告て、其實を考覈す。巡官及び警守所にては、故なくして夜行者を捕へて、近傍の警守所

へ預け、次で以て巡廳に囚へ、翌日兵曹に報す。若詐て禁被犯せしと稱して、妄に人捕へ、又は賄受て、夜行人を見遁す者は、軍令を以て論す。都城内外行巡の軍士は、巡將より、初昏に姓名を調査し、罷漏の後、又調査して罷遣すあり。失火する家あれば、巡官奔り救ふて、盜賊を察す。軍士の參不參、並に各更無事と否とは、巡將之を兵曹に告て、兵曹より王に啓達す。兵曹の直宿員は、毎日承政院より、通行標信を受け、兵曹より軍號を受け、其衙前の人員を率ゑて、無時に行巡す。行在の時は、留都の三大將、各軍士三十人を出して、兵曹

に送り、兵曹より、其巡行の場所を定め、又巡將並に巡官
派差すなり。

行在內陣の行巡ハ、都總管以下諸將中にて、軍士五人を
率ゐて、無時に行巡の後、巡將ハ、事の有無を王に啓す。外
陣の行巡、及び別巡は、大將より、衛將若くは部將をして、
軍士十人を率ゐて、行巡せしむ。

左右捕盜廳よてハ、各牌將八員、軍士六十四人。訓練都監
よてハ、牌將九員、軍士八十三人。禁衛營よてハ、牌將九員、
軍士八十四人。御營廳よてハ、牌將九員、軍士六十七人を
定めて、毎夜都城の内外を行巡せしむ。又右の各軍門よ
てハ、其外營の入直將校一員を以て、入直の軍士を率ゐる。

時を分て宮城外を巡らしむ。訓練都監ハ、初更、三更。禁衛
營ハ、二更。御營廳ハ、四更、五更。又各軍門よて、各將校一員
を以て、入直の軍士五人を率ゐて、夜を逐て宮城外を巡
らしむ。何れも日晡より天明を限るあり。禁を犯して夜
行する者あれば、鄰近の警守所に預け、翌日各營よて決
棍を以て罪を治む。初更ハ、棍十度。二更ハ、二十度。三更ハ、
三十度。四更ハ、二十度。五更ハ、十度。

凡行巡の人ハ、皆軍號を受く。闕内の人、及び墻外の人ハ、
他の軍人の持場に遇へば、輒ち相應じ、循環して己に罷
漏に至て止む。城の内外の行巡牌將、軍士、或ハ相遇て軍
號を問に、通ぜざる者ハ、夜行を犯す者トあし、捕へて罪

と治む。又官掖の奴隸、紅衣を著せざして、夜禁を犯す者ハ、直に捕へて決棍を行ふ。

宮城の門は、初昏より閉て、平明に開き、都城の門ハ、人定に閉て、罷漏に開く。宮城門は、注書(官名)と宣傳官と鑰を司どり、開閉し、鑰匙を承旨(官名)に受納す。都城門は、護軍と五員(官名)にて開閉す。交代の時は、鑰匙を兵曹に受納す。行在の時には、守門將、鑰匙を守つて命を待たり。若し啓達の事到了時は、護軍若くは五員、門隙より之を受け、急に關門に至つて啓聞す。

非時に都城の門を開く事あれば、大内より開門の左符を降せば、護軍五員其預る所の左符を照して之を開く。

宮城門は、標信符を用ひて開閉するあり。

符信

發兵符 體圓くまゝ、一面は發兵と書し、一面は某道觀察使、節度使の名を記す。諸鎮は、鎮號を記す。之の中分三つ、右符は觀察使、節度使、及び諸鎮、四都の留守を預ち。左符は、大内に藏む。若し兵符徴す時は、左符及び教書符降し、合驗を後に徴に應じらる。觀察使、節度使も亦各諸鎮の左符を受け、教書符受れば、左符を諸鎮に送る。兵符發す。陣符習は、志むる時は、符を待たして、兵符徴するあり。

諸鎮將、外に使用する時は、常に符を佩るあり。若し公務よ

因て、三日程の外に出て使するか、或は喪に在り、或は休暇中、又身死する時ハ、掛りの官員ハ其符ヲ交付する事トす。

若し變に應じて盜賊捕へ、及び惡獸人畜を害する時は、符を待たして、先兵を發して後に啓聞す、畋獵、守護漕船、藏氷、營繕等の事は、兵曹よて教旨ヲ受て、後に兵ヲ發す、宣傳標信 體圓くして、一面は宣傳と書し、一面は御押あり、軍國緊急の事ある時に用ふ。

徽旨標信 體直よして、一面は徽旨と書し、一面は御押あり。若し國王行在中に軍國の大事ありて、未だ行在所ハ稟達するに及ばざる時ハ、王世子此標信ヲ降すあり。

内旨標信 體尖りて、一面は内旨と書し、一面は御押あり。若し軍國の大事ある時、國王ハ行在にて、世子駕ふ從ひ、行在所に達するに及ばざれば、王妃此標信を降す。

大妃殿慈旨 體銃りて、一面は慈旨と書し、一面ハ御押あり
嬪宮内令 體方よして、一面は内令と書し、一面は御押あり。

王世孫懿旨 體直よして、一面は懿旨と書し、一面ハ御押あり。
以上三箇は、宣傳、徽旨、内旨ヲ取に及ばざる緊急の事ある時に、隨時稟取あるあり。

信符 體は、方圓曲直銃あり年と逐て改む。一面は篆書
を以て、信符及び年支を烙印す。關門に入る者は、此を用
ふ。紗帽角帶を着る者は、之を佩はす。
信符、漢符は、歳首毎に、入直の堂上官、定數に依て親ら監
みて烙印し、内外の頒つ。信符は、長二寸九分、廣二寸五分。
漢符は、方曲の者、長四寸三分、廣亦四寸三分。圓き者、徑四
寸三分。直き者、長四寸五分、廣四寸三分。
間安標信 體圓くして、上に蓮葉を刻し、一面は間安の
烙印あり、後面は某官と書ど。各殿官の安否を問に用ふ。
擲奸標信 體圓くして、一面は擲奸と書し、後面は御押
あり。各處にて奸人を摘み用ふ。

命召 體圓くして、一面ハ命召某職と書し、傍に年號月
日、號書し。一面は御押あり。之、中分して、右の一雙は、三
大臣、左右捕將、三軍門大將、兵曹判書に頒ち、左の二雙は、
大内と藏む。若し機密の重事ありて、昏夜に命じて召す
時は、此符を合せて舉行ふなり。
密符 體圓くして、一面は第幾符と書し。一面は御押あ
り。之を中分して、右の一雙ハ、觀察使、統制使、摠戎使、四都
の留守、節度使、防禦使に頒ち。左の二雙は、大内と藏む。凡
兵發發し、機に應じるの事ある時は、此符發發して奸を
防ぐ。但し此符は、妄に發する者に非ざ。専ら王の諭書に
依て舉行ふなり。

大將牌 體圓くして、一面は左邊(又右邊)捕盜大將と書し、一面は御押あり。

傳令牌 體直よして、一面は左邊(又右邊)捕盜大將の字と烙印し、後面は傳令と書し、左右捕將と授く。

衛將牌 體圓くして、一面は衛將と書し、一面は烙印あり。

巡將牌 體圓くして、一面は信の字篆書し、一面は巡將と書す。

木馬牌 體圓くして、一面は篆書よて、馬の字篆烙印し、後面は一馬より五馬と至る迄の數と書す。司僕寺の駄馬と用ふるあり。

通符 體圓くして、一面は通符と烙印し、其上に又年號月日を書し、一面は幾天幾地と書す。此符を佩る者は其人の上たる大將の外、意に任せて棍治する事を得。通行標信 體圓くして、一面は通行と書し、一面は篆書よて、通行の字と烙印する者よて、夜行、並に軍中よて之と用ふ。

開門符 體圓くして、一面は篆書の符信あり、一面は篆印あり、信符を中分して、其右符は護軍及び五員よて預り、左符は大内に藏む。非時に都城の門を開くに用ふ。開門標信 體方よして、一面は開門と書し、一面は御押あり。宮城門を開く時に用ふ。

閉門標信 上に同じ。但し一面ハ閉門と書す。此兩標信ハ、緊急の時ハ、都城門ヨも通用するあり。

兵籍

京内及び外道の軍丁ハ、六年毎に籍を成て兵曹に送り、之を藏む。兵曹よて其惣數を調べ、王に啓聞す。軍士定數に關る者あれば、歳抄ふ代定め、籍を成し。都合一年の數を定め、節度使之を王に啓聞す。各邑ふ束伍軍あり。公私賤人を論ぜ、皆之に充つ。又他邑より移り來つて、公文おき者ハ、役の有無に拘らず、良民おれば相當の役に充て、私賤の民おれば束伍軍よ充つ。

男子、年十六にして兵役ふ充るを法とす。黄口(五歳以下)兒弱(十四歳以下)を以て兵役に充る者あれば、其守令ハ、輕重よ從て罪を論ぜる事とす。

各鎮軍、及び募軍ハ、各邊將にて歳抄毎に籍を成て、巡兵營に送る。觀察使、節度使、考募案を取り、若し兵役の年滿る補ハ、又鎮軍關る者ある時に、他の良民を以て鎮軍に代充る者あれば、啓聞して罪を論じ、良民は皆汰出して、良役を執らしむ。守禦廳、總戎廳の軍兵、關る者あれば、其邑より代定む。若し關る者有る、掩ひ置んぬのあれば、旗隊長ハ嚴刑に處し、守令は其關員の多少に隨て罪を論す。

犯罪の軍士、盜を犯し、及び綱常に係る者に非れば、仕籍を削りて兵籍に還す。

軍士及び保人の、兵役を厭ひ憚りて、他戸に逃れ避る者は、復本役に属せしむ。若し詐接する者は、杖一百、徒三年。情を知り告ざる者は、切隣の管領、里正、罪を論じ。

年老と詐り、年を肩して役を除く者は、其肩せし年減退けて、兵籍を復す。若し其復役を厭ふて、代人を出さず者ハ、富人代人とも杖一百、徒三年。

免役

軍士、年六十に満る者、篤疾、惡疾、癩狂、兩目盲、二肢折、廢疾（痴啞、侏儒、腰折、一肢廢）の者は、皆役を免じ。

軍士の親、篤疾廢疾あるか、或は親七十以上の者は、其子のみ役を免し。親九十以上の者は、諸子皆役を免じ。子亡ぶる者は、孫一人、實の孫なければ外孫。京に居る軍士、留防軍士、及び忠順衛の正兵は、獨子の外は免じ。

蔭ある人は、代を限つて役を免す。○王の孫は、代を限らじ。○戦亡の子孫、見に忠義衛に属する者は、三代を限る。○旅親衛、及び功臣、正勳の子孫は、九代を限る。

軍士の物故する者、及び年六十に満る、四十五年間役を應ぜし者は、歳の首末を論せじ、代人を定む。逃亡して十年を過る者は、亦代人を定め、若し其一族ある者は、其をして自ら代する事を得せしむ。

詐て死すと稱し、又は逃亡せしと稱し、或は篤疾廢疾ありと虚稱して、役を免るゝ者あれば、本人は勿論、守令は免職、監吏は杖一百、軍士に充つ。

物故して年没經、逃亡し、限没過たるに、其人員のみ没虚録する者、五名以上あれば、守令ハ免職、監吏ハ刑推、十名以上あれば、守令ハ職を削り、監吏は徒配、二十名以上あれば、守令は徒配、監吏ハ杖流ニ處せらる。

一家内よて、父子三人束伍に編入する者は、其父の役を除き、兄弟四人編入する者は、其兄没除く、官より其代人を定む。又一身よて疊役する者は、其後よ入の役没減也。

救恤 給暇

水陸軍の軍營ニ在て病没受る者ハ、其將之没親管の人に付して救護せしむ。病重ければ、所在の官ニ授けて治療を加へしむ。若し没せれば、草葬して標を立て、本人の家に報知し、兵曹に告ぐ。

訓練都管、御衛營、禁衛營の三軍門ニは、常に藥房没置き、鍼藥官各一員ありて、病ある軍卒を救療す。

軍士病を告る者あれば、兵曹よて其實を檢し、休暇を給（親病ありと告る者も亦同じ）。

有祿の軍士、故なくして二十日、故ありて四十日出仕せず、無祿の軍士、故なくして三十日、故ありて五十日出仕せざれば、杖八十を受しめ、又仕籍を削る。忠義衛、忠贊衛、

忠順術、族親術ハ、唯仕籍を削る。

留防

各道緊要の諸鎮にハ、留防兵を置いて、不虞に備ふ。諸鎮の大小に因て、或ハ一旅を置き、又ハ三四旅を置く。武科の出身ハ、年六十に過る者ハ、又ハ年八十以上の親ある者の外ハ、皆西北邊の諸邑に赴き防がもむ。咸鏡道の土兵ハ、貢賦の外、雜役を賦せざ。専ら防成の事を委任す。若し邊將、土兵を侵漁剝割して、逃散を致さしむれば、觀察使啓聞して拿處す。入防の軍士、其防守を闕き、又ハ代人を入るゝ者ハ、其罪を論じて後、防守の年限を増す。

統水營、各鎮の水軍は、番を分て防成せしむ。

關東の嶺隘ヨハ、防守兵を加へ設け、防守使防守將を置いて、之を統領せしむ。警急の事ある時ヨハ、東伍馬、歩軍を領率して、要害の地を防守せしむ。平時は、防營に属して、毎年兵を練習せしむ。

畿州の馬歩軍は、兵營に属すと雖、警ある時は他の軍に付せざして、其止敷を留め、聚めて本府を協守せしむ。

褒貶

外官職の、軍事を執の善否は、各節度使、等第(等第の事は、卷の一に出づ。)して之を啓聞す。節度使邊將の褒貶は、其等第の題目に下考ふければ、承

政院にて之を察推す。
京官外官とも、三十箇月内に兩次、等第の中に居る人は、
其職被罷む。

軍刑

都總管以下、一應の職よて、軍務被帶る者、罪被犯す時は、
兵曹にて之被啓聞きて、其罪被糺す。行在の時は、堂上官
議政府、宗親府、功臣、及び軍士の外、杖八十以下の者は、兵
曹よて直斷す。
都總府大將も、亦其所管の者、罪を犯せば、啓聞して其罪
被糺す。行在の時は、都總府、大將、衛將、部將、各所管の者の
皆以下は直斷し、杖以上は啓聞す。

將帥命被受て外は在者ハ、堂上官、議政府、宗親府、功臣の
外は、杖以下之被直斷す。鎮將は、皆以下被直斷し、杖以下
ハ主鎮將ハ傳報す。敵に臨む時は、此限ハ非也。
軍民罪被犯す者は、輕重に従て軍律被用ふ。○沿海の邊
民、唐船ハ交通する者、邊情被瞞報する者、宿衛の軍兵、城
を越て出入する者、八番の軍兵、賄を受る者ハ、並に軍律
を用ふ。○軍兵逃亡する者ハ、初犯ハ決棍五十、再犯ハ八
十、三犯ハ泉示。○邊將、若し人に打る、時、軍官棄て顧ざ
る者ハ直に軍律を用ふ。○私に東伍軍兵を調發する者
ハ、泉示。○軍門の將領、擅に軍兵を用ひ、郊外に出て宿を
經る者ハ、決棍を行ふ。邊遠の充軍、關門ハ闕入する人ハ、

其衙門は高下を論ぜど、兵曹よて之を捉へて、決棍を行ふ。○武藝別監の逃亡する者ハ、陣を習ふ日に、沙場よて回示の後、決棍五十度を行ひ、絶島に送りて軍に充つ。若し厭ひ避る者ハ、嚴刑ふ處し、海島に送りて軍に充つ。軍務の事、及び關門關入人の外ハ、決棍を用ふるとを得。○棍の制ハ、柳木を以て之を爲る。長、廣、厚、薄ハ、營造尺を以て、其上に刻誌す。違ふ者あれば、重勘す。○重棍ハ、兵曹判書、軍門大將、留守監司、統制使、兵使、水使、之を用ふ。然れども死罪に非れば用ひ。○大棍は、三軍門都提調、兵曹判書、軍門大將、禁軍別將、捕盜廳、軍門、中軍、留守、監司、統制使、兵使、水使、討捕使、及び軍務使、二品以上之を用ふ。中棍

は、内兵曹、都摠府、軍門、從事官、別將、千摠、禁軍將、左右巡廳、領將、兼警將、虞候、中軍、邊地守令、邊將、四山參軍、軍務使、星三品以下、之を用ふ。小棍は、軍門把摠、哨官、僉使、別將、萬戶、權管、之を用ふ。治盜棍は、捕盜廳、留守、監司、統制使、兵使、水使、討捕使、兼討捕使、邊地守令、邊將、之を用ふ。但し盜を治め、及び邊政ニ關係する外ハ、用ふるとを得。○

驛馬 廐牧

凡奉使の員人は、兵曹に其等數よ依る帖を給し、尙瑞院に牌を給す。牌は銅を以て之を爲し、一面は各品の數に依て馬數畫き、一面は字號年月を書す。又尙瑞院印の四字あり、篆印あり。

驛官は、職名日時を開具し、節季毎に兵曹に報せ。
觀察使、節度使は、並に發馬牌を受け、凡啓聞の事あれば、
馬を發す。

軍情緊急の時には、雙馬發用ふる事とす。
馱馬は、一馱毎より一百斤發載るを法とす。

上等乗 大君、議政以下、堂上三品以上、赴京使、副使、及び
御使、通信使は各一匹を給ふ。

中等乗 堂下官九品以上、赴京書狀官、從事官、通信、從事
官、製述官は各一匹を給ふ。

下等乗 正二品以上は二匹、堂上三品以上は一匹、
赴京の從人、御史は各一匹を給ふ。

馱 大君、議は二匹、從二品以上、堂上三品以下、九品以
上は各一匹、赴京使、副使は各二匹、書狀官は一匹、從
事官、及び從人は二人より一匹、又御史は一匹、通信
使は二匹、製述官以下は二人より一匹を給ふ。

凡官馬驛馬に乗る者は、其馬を折傷し、又は病を生せし
むれば、杖七十。死せしむれば、杖八十を加へ、追徴す。若し
馬より落る者は、論じらる事なし。

國王動駕の時、及び命を奉じるときには、閣臣ハ内廐の馬
に乗る事を許す。

隨駕の國舅、宗親、儀賓、承史、玉堂、承傳、宣傳官、別軍職は、内
廐の馬に乗ると許す。

諸道の牧場には、牝馬一百匹、牡馬十五匹を以て、一羣と爲し、(牛も同じ)一羣毎に羣頭一人、羣副二人、牧子四人を置いて、之を看養せしむ。毎年八十五匹以上を蕃息せしむる者は、其羣頭の位階を加ふ。特異の者は、階を加へ職を授くる事とす。

羣頭、羣副、牧子の馬牛一匹を失ふ者は、笞五十(監牧ハ一等を減差)一匹毎に一等加へ、罪杖一百に止まり、其失ふ所の數に準じて、之を追徴す。故失馬、按差るに故失は、故意に失ふに非ざ、斃れて其屍を失ふ事からん。三匹あれば、一匹ハ、群頭以下の者に給し、一匹を徴す。牛二頭故失すれば、一頭を給し、一頭を徴す。

牧場内、虎豹あるに、速に捕獲せざして、馬牛五匹以上を失へば、監牧は杖一百、兵馬節度使は杖九十。
 濟州、旌義、大靜の各牧場にて、馬の體大にして馴良ある者は、馴と爲して調用し、進上して御乗と爲す。
 牧場の馬は、深く烙印して、奸を用ふると無らしむ。
 私馬の御乘に合ふべき者あるに、其執る、事を厭ひ憚り、耳被割き、鬃を剪り、故に惡馬の如く作る者ハ、杖一百を受しめ、其馬は公に属す。
 國馬を盗み、或ハ屠る者、常人なれば、初犯は、杖一百、定配。再犯は、杖一百、絶島定配。三犯ハ斬。監守自盜の者は、初犯は杖一百、絶島定配。再犯は、絶島と送りて奴と爲し、三犯

ハ、断。

雞林事畧初編卷之二終

後序

方々 國家交際の甚まるる絶海あり
 の外邦と以て交々と也兄弟と云ふるあり
 猶解と云ふ一海を隔つるのこゝろあり
 胡越の自食をきく、高國の情を阻隔する
 う知るに本邦と古より詳
 小彼國の事を志す、一紙書釋する
 う、其情と云ふ由あり、これ録典

たゞるや況やす々 國家新朝解
と條ありては、舊好を爲し、際し、
殊兩國の情状を悉くし、
よのそや、
言わく彼國の國勢を定む、
事、
解人重臣の事、
事を問ふ、

先づ、彼國の、
事、
と輯、
國、
交際、
名、
施、

此書は、我が國の政治の
風俗を裁き、人心を
正し、その第一の要
なるものなり。

明治九年四月

林深造識



明治九年四月出版

定價五拾錢

著述出版人

東京第二大區二小區

南佐久間町二丁目十一番地

瀨脇壽人

同 第二大區三小區

愛宕下町四丁目壹番地

林深造

同 第一大區五小區

本町四丁目十五番地

英佛書林

吉田清兵衛

發兌

